

第59期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時30分
受付開始：午前10時

開催場所

長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性の観点から配布を取り止めさせていただいておりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後5時20分まで

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/3640/>

証券コード 3640
(発送日) 2024年6月11日
(電子提供措置開始日) 2024年6月6日

株 主 各 位

長野県長野市鶴賀七瀬中町276番地6
株式会社 電 算
代表取締役社長 轟 一 太

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.ndensan.co.jp/>



上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「IR情報」を選択して「IRメニュー」にある「株主総会」を選択いただき、「第59期（2024年3月期）」よりご確認ください。

株主総会資料
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3640/tei/ji/>



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「3640」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- (1) 報告事項
1. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- (2) 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」「株式会社
の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎当日当社では、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取り組みの一環として、当社役員及び係員が軽装（ノーネクタイのクールビズスタイル）にて対応させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の強化及び業務執行における意思決定の機動性と柔軟性の向上を図り、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 当社は、2014年10月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、さらに2015年6月25日開催の当社第50期定時株主総会、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会及び2021年6月25日開催の第56期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき本プランを継続いたしました。その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

しかしながら、近年当社を取り巻く経営環境及び市場環境は変化しており、また、2023年8月、経済産業省より「企業買収における行動指針」が発表され、M&Aに関する公正なルール形成に向けた原則論が示されたこと、金融商品取引法の改正により、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的は一定程度確保されること等から、当社は、2024年5月28日開催の当社取締役会において、本プランの有効期限終了後、本プランを継続しないことを決議いたしました。

これに伴い、現行定款第8章買収防衛策並びに第49条（買収防衛策の導入等）及び第50条（対抗措置発動等の決定機関）を削除するものであります。

- (3) 上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(「株式取扱規程」)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規程」</u>による。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>18名以内とする。</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(「株式取扱規程」)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める「株式取扱規程」</u>による。</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>14名以内とし、監査等委員である取締役の員数は、4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>	<p>2 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>第27条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第27条 当社は、取締役会の決議の目的である事項について、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第31条～第32条 (条文省略)</p>	<p>第31条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第32条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役員の員数)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第33条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第36条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(<u>「監査役会規程」</u>)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>	<p>(<u>「監査等委員会規程」</u>)</p> <p>第38条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第41条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の実任免除)</p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、同法第425条第1項等法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第43条 (条文省略)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第45条～第48条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>第8章 買収防衛策</p>	<p>(削除)</p>
<p>(買収防衛策の導入等)</p> <p>第49条 <u>買収防衛策の導入、継続および廃止は、株主総会の決議または取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続きおよびこれに違反する者に対する対抗措置等を当会社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(対抗措置発動等の決定機関)</u></p> <p>第50条 当社は、前条に規定する買収防衛策の定めるところにより、新株予約権無償割当てその他の法令および定款により取締役会の権限として認められている措置をとる場合または大量買付行為に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第59期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第59期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	とどろき かず た 轟 一 太	代表取締役社長	再任
2	むら まつ ふみ お 村 松 文 男	常務取締役	再任
3	よ だ より かず 依 田 頼 和	取締役	再任
4	よし かわ みつ のり 吉 川 満 則	取締役	再任
5	ほ がわ なお み 穂 川 尚 実	取締役	再任
6	ます だ ひさし 増 田 久	—	新任
7	こ ばやし ひで あき 小 林 秀 明	社外取締役	再任 社外 独立
8	わた なべ まさ よし 渡 辺 雅 義	社外取締役	再任 社外
9	た なか りょう へい 田 中 良 平	—	新任 社外 独立

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 ^{とどろき}轟 ^{かず た}一太 (1946年1月18日生)

所有する当社株式の数 ……58,000株

再任

略歴、当社における地位、担当

1969年 3 月	信越放送株式会社入社	2008年 6 月	当社代表取締役専務
2000年 6 月	同社取締役	2011年 6 月	当社代表取締役社長（現任）
2003年 6 月	同社常務取締役	2021年 5 月	株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役（現任）
2004年 6 月	当社取締役		
2005年 6 月	当社専務取締役		

重要な兼職の状況

株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役	株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役
株式会社メイツ長野社外取締役	

取締役候補者とした理由

前会社で培われた経営手腕と2004年6月に当社取締役に就任以来、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことを考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 2 ^{むらまつ}村松 ^{ふみお}文男 (1960年12月13日生)

所有する当社株式の数 ……6,800株

再任

略歴、当社における地位、担当

1982年 6 月	当社入社	2017年 4 月	当社公共事業本部長
2010年 4 月	当社公共事業本部公共営業部長	2018年 4 月	当社営業本部長
2014年 4 月	当社ビジネス事業本部ビジネス営業部長	2019年 6 月	当社取締役営業本部担当
2015年 4 月	当社東京支社営業部長	2023年 6 月	当社常務取締役営業本部担当（現任）
2016年 4 月	当社東京支社長		

重要な兼職の状況

株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役

取締役候補者とした理由

公共及び産業分野の営業部長、事業本部長及び営業本部長などの経験を有しています。当社の取締役として営業本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 **3** **依田 頼和** (1967年2月4日生)

所有する当社株式の数 ……4,200株

再任

略歴、当社における地位、担当

1987年4月	当社入社	2019年4月	当社公共開発本部長
2012年4月	当社公共事業本部公共ソリューション1部長	2020年6月	当社取締役公共開発本部担当兼ビジネス開発本部担当公共開発本部長
2017年4月	当社公共事業本部商品開発部長	2021年6月	当社取締役開発本部担当開発本部長（現任）
2018年4月	当社公共開発本部商品開発部長		

重要な兼職の状況

エス・ビー・ネット株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

公共分野を中心にシステム部門の部長、商品開発部長及び開発本部長などの経験を有しています。当社の取締役として公共及び産業分野の開発本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 **4** **吉川 満則** (1965年10月6日生)

所有する当社株式の数 ……6,000株

再任

略歴、当社における地位、担当

1989年4月	当社入社	2022年11月	当社取締役技術推進本部担当兼データセンター担当技術推進本部長兼データセンター長
2013年4月	当社技術開発センター長	2023年4月	当社取締役DC・クラウドサービス推進本部担当DC・クラウドサービス推進本部長（現任）
2015年4月	当社技術推進本部技術開発部長		
2018年4月	当社技術推進本部長		
2019年6月	当社取締役技術推進本部担当技術推進本部長		

重要な兼職の状況

株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役

取締役候補者とした理由

ICT技術に関する豊富な知識を有し、当社における技術推進本部長などの経験を有しています。当社の取締役としてDC・クラウドサービス推進本部を担当するなど経営に携わってきました。その手腕を考慮して、引き続き新規事業の創出による当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 **5** ^{ほ がわ} **穂川** ^{な お み} **尚実** (1968年4月18日生)

所有する当社株式の数 ……4,400株

再任

略歴、当社における地位、担当

1993年4月	当社入社	2020年6月	当社管理本部長
2014年9月	当社経営企画本部経営企画部長	2022年6月	当社取締役管理本部担当兼情報開示担当管理本部長
2016年10月	株式会社ティール・エム・アール・システムズ取締役		(現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

法務・会計に関する知識を有し、当社における経営企画部長及び管理本部長などの経験を有しています。当社の取締役として管理本部を担当するなど経営に携わってきました。また当社グループ内で取締役を務め、その手腕を考慮して、引き続き当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 **6** ^{ま す} **増田** ^だ **久** ^{ひ さ し} (1961年2月16日生)

所有する当社株式の数 ……………—

新任

略歴、当社における地位、担当

1984年4月	トッパン・ムーア株式会社（現TOPPANエッジ株式会社）入社	2019年4月	同社営業統括本部販売促進本部執行役員本部長
2013年4月	トッパン・フォームズ株式会社（現TOPPANエッジ株式会社）営業統括本部UD推進本部長	2020年4月	TFペイメントサービス株式会社（現TOPPANエッジ・ペイメント株式会社）顧問
2014年4月	同社営業統括本部第二営業本部長	2020年5月	同社取締役
2017年4月	同社営業統括本部東京エリア事業部執行役員事業部長	2021年5月	同社常務取締役（2024年5月退任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

情報サービス産業における長年の業務経験と豊富な見識を有しているほか、他社における会社経営に関する豊富な経験からその手腕を考慮して、当社の企業価値向上、事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待でき、当社取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 7 **小林 秀明** (1945年12月19日生)

所有する当社株式の数 ……7,300株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当

1968年 4月	外務省入省	2001年 4月	儀典長
1988年 7月	在オーストラリア日本国大使館参事官	2002年10月	東宮侍従長
1992年 1月	在ポーランド日本国大使館公使	2005年11月	在タイ日本国大使館特命全権大使
1995年 4月	総理府事務官 公正取引委員会事務局官房審議官	2008年10月	内閣府迎賓館館長
1997年 8月	在アメリカ合衆国日本国大使館特命全権公使	2011年 6月	当社社外取締役 (現任)
2000年 2月	国際連合日本政府代表部特命全権大使		

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に社外役員となること以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、外交官として国際政治経済についての長年の経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に国際性・多様性の観点から中長期的な企業価値の向上を図るための監督、助言及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。

候補者番号 8 **渡辺 雅義** (1954年 6月15日生)

所有する当社株式の数 ……1,200株

再任

社外

略歴、当社における地位、担当

1978年 4月	信越放送株式会社入社	2015年 6月	同社常務取締役
2011年 3月	同社総務局長	2017年 6月	同社代表取締役社長 (現任)
2013年 6月	同社取締役テレビ局担当	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

信越放送株式会社代表取締役社長	株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役
株式会社エステート長野代表取締役社長	株式会社ながのアド・ビューロ社外取締役
株式会社エステート長野サービス代表取締役社長	株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役
株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副社長	
株式会社メイツ長野社外取締役	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

他社における会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に企業経営の観点から経営方針・経営戦略について監督、助言いただくこと及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。

新任

社外

独立

候補者番号 9

た な か りょう へい
 田 中 良 平 (1984年10月27日生)

所有する当社株式の数 ……………

略歴、当社における地位、担当

2013年12月 弁護士登録（長野県弁護士会）
 2013年12月 田中善助法律事務所入所（現任）

2019年 6月 社会福祉法人グリーンアルム福祉会監事（現任）
 2021年 6月 特定医療法人新生病院理事（現任）

重要な兼職の状況

田中善助法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として、高度な専門知識を有していることに加え、各種法人の監事・理事を務めるなどの豊富な知見と経験を有しています。当該知見を活かして特に企業法務の観点から経営方針・経営戦略について監督、助言いただくこと及び業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社の経営全般に対する助言が期待でき、当社社外取締役として適任と判断したためです。なお、同氏は会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2024年3月31日時点における株式数で記載しております。
2. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ① 轟一太氏は、株式会社メイツ長野及び株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティの社外取締役を兼務しております。当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係があります。
 - ② 渡辺雅義氏は、信越放送株式会社、株式会社エステート長野及び株式会社エステート長野サービスの代表取締役社長、株式会社長野県カルチャーセンターの代表取締役副社長、株式会社メイツ長野、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、株式会社ながのアド・ビューロ及び株式会社ながのコミュニティ放送の社外取締役を兼務しております。当社は信越放送株式会社、株式会社エステート長野及び株式会社長野県カルチャーセンターとの間にシステム利用料等の取引関係、株式会社エステート長野サービスとの間に保険契約の関係、株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係、株式会社ながのアド・ビューロとの間に広告宣伝及びシステム利用料等の取引関係、株式会社ながのコミュニティ放送との間に広告宣伝及びインターネットサービス等の取引関係があります。
 - ③ その他の候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3. 小林秀明氏、渡辺雅義氏及び田中良平氏は、社外取締役候補者であります。

当社は小林秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、田中良平氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
小林秀明氏及び渡辺雅義氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって小林秀明氏が13年、渡辺雅義氏が2年となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は小林秀明氏及び渡辺雅義氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、各社外取締役候補者が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、社外取締役に選任する方針であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	<small>うるし</small> 漆 <small>はら</small> 原 <small>みち</small> 道 <small>お</small> 雄	常勤監査役	新任
2	<small>こ</small> 小 <small>いで</small> 出 <small>さだ</small> 貞 <small>ゆき</small> 之	社外監査役	新任 社外 独立
3	<small>みや</small> 宮 <small>さか</small> 坂 <small>なお</small> 直 <small>よし</small> 慶	社外監査役	新任 社外 独立

社外 監査等委員である社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 うるし 漆 はら 原 みち 道 お 雄 (1961年10月2日生)

所有する当社株式の数 ……500株

新任

略歴、当社における地位

1985年4月	当社入社	2016年4月	当社経営企画本部販売企画推進部長
2009年4月	当社新潟支社長兼新潟支社営業部長	2017年7月	当社内部監査室長
2014年4月	当社データセンター企画管理部長	2021年6月	当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

—

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社における支社長、支社営業部長、データセンター企画管理部長、販売企画推進部長及び内部監査室長としての豊富な経験、幅広い知見を有しています。また、当社の監査役として業務執行全般の監査を行ってきた経験から、監査等委員である取締役として適任と判断したためです。

新任

社外

独立

候補者番号 2 小出 貞之 (1947年6月18日生)

所有する当社株式の数 ……1,100株

略歴、当社における地位

1970年4月	株式会社八十二銀行入行	2007年6月	同行代表取締役副頭取
2000年6月	同行執行役員企画部長	2011年4月	長野経済研究所理事長
2002年6月	同行常務執行役員諏訪支店長	2013年6月	当社社外監査役（現任）
2004年6月	同行常務取締役		

重要な兼職の状況

株式会社守谷商會社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識及び監督能力を反映し、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。当該知見を活かして、特に企業経営の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言及び監査体制の強化に対する適切な役割が期待でき、監査等委員である社外取締役として適任と判断したためです。

新任

社外

独立

候補者番号 3 宮坂 直慶 (1969年1月7日生)

所有する当社株式の数 ……………—

略歴、当社における地位

1995年4月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所	2019年6月	当社社外監査役（現任）
2000年4月	公認会計士登録	2021年5月	株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役（現任）
2003年8月	公認会計士宮坂直慶事務所代表（現任）		
2008年7月	ながの公認会計士共同事務所代表（現任）		

重要な兼職の状況公認会計士宮坂直慶事務所代表
ながの公認会計士共同事務所代表

株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士の資格を有しており、また会計監査業務の経験から企業財務・経理に精通しております。当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただいております。当該知見を活かして、特に会計監査の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言及び監査体制の強化に対する適切な役割が期待でき、監査等委員である社外取締役として適任と判断したためです。なお、同氏は会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2024年3月31日時点における株式数で記載しております。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小出貞之氏及び宮坂直慶氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
当社は小出貞之氏及び宮坂直慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、小出貞之氏及び宮坂直慶氏の選任が承認された場合には、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者が監査役に就任してからの年数について
小出貞之氏及び宮坂直慶氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって小出貞之氏が11年、宮坂直慶氏が5年となります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は小出貞之氏及び宮坂直慶氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、両氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3.(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、基本的に特別な利害関係を有しておらず、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有している方を、監査等委員である社外取締役に選任する方針であります。また、利害関係を有している場合でも、重要性等を検討し、客観的視点から当社経営に対し提言をいただける方を、監査等委員である社外取締役に選任する方針であります。

【ご参考】本定時株主総会後の取締役の主たる専門性・経験（スキル・マトリックス）（予定）

当社は、長期的な企業業績の維持向上および持続的な企業価値の向上を図ることを取締役会の責務とし、取締役会を経験や専門知識等の背景が異なり、多様な知見を備えたバランスのとれた構成とすることとしております。

- (注) 1. 各氏の主たる専門性・経験を最大3つまで記載しています。各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。
2. 必要に応じて外部（監査法人、弁護士等）との連携により、専門的な知識・スキルを強化する体制を構築しております。

氏名	主たる専門性・経験							
	企業 経営	公共 政策	ICT・ システム開発	財務・ 会計	人事・ 人材開発	法務・ 内部統制	営業・ マーケティング	国際性・ 多様性
轟 一太	●				●		●	
村松 文男		●					●	
依田 頼和		●	●					
吉川 満則			●			●		
穂川 尚実				●	●			
増田 久	●						●	
小林 秀明		●						●
渡辺 雅義	●						●	
田中 良平						●		●
漆原 道雄	監査	●					●	
小出 貞之	監査	●		●				
宮坂 直慶	監査			●		●		

監査 監査等委員である取締役

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第59期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「3.(5) 取締役及び監査役の報酬等」の記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨等の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記変更後の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから、相当であるものと考えております。

また、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち、社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであることから、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社は、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（社外取締役を含む。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その報酬を金銭債権として、取締役の報酬額（年額300,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）の枠内で、年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）とすることについてご承認いただきましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員でない社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額を、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額300,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で、年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」に記載の変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿う内容となっており、また、上記の制度の導入目的、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであることから、相当であると考えております。

現在の取締役は9名（うち、社外取締役3名）であり、本議案に係る対象取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、9名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（うち、社外取締役は4,500株以内とし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立し

ていない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日から30年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡又は任期満了により当社の取締役会が予め定める地位を喪失した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

① 取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役会が予め定める地位を喪失した場合には、死亡または任期満了その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による活動制限の緩和や同感染症の5類への引下げのほか、企業収益の改善や設備投資の持ち直し等により、緩やかに回復しております。先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善するなか、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される一方、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

情報サービス産業におきましては、ソフトウェア投資は増加しており、政府主導のデジタル基盤整備の推進や、生成AI^{*1}の急速な発展と市場拡大が見込まれる等、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待されます。

このような状況の中、当社グループは以下の重点施策と事業の推進を行いました。

- ①国が定める標準仕様に準拠したシステムの計画的な開発、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた行政サービスのデジタル化に寄与する製品・サービスや、観光分野の新サービスの提案及び受注活動。
- ②リース業向けのリース業務パッケージ、医療福祉機関向けの病院情報関連システム、製造業向けの販売管理システム、AI関連システム等の提案及び受注活動。
- ③新規事業、新サービスの開発や新技術への対応等、さらなる事業の拡大と中長期的な企業価値向上につながる、積極的な事業提携^{*2}の推進。
- ④デジタル人材の確保と育成に向けた、全社的な教育計画の策定と実行。

※1 学習したデータをもとに、文章、画像等の新しいコンテンツを自動的に生成する人工知能のこと。

※2 当連結会計年度の事業提携実績

2023年6月30日 Intumit Inc. (インツミット株式会社) とAI分野に関する包括的協業契約を締結

2023年10月31日 TOPPANエッジ株式会社と資本業務提携契約を締結

■公共分野の状況

公共分野におきましては、住民税、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理等の受託処理及び基幹系システムのリプレイス、自治体情報セキュリティ対策における機器等のリプレイス作業を進めました。

当連結会計年度は、国が創設した「デジタル田園都市国家構想交付金」を活用した地方公共団体の取り組みを積極的に支援し、自治体窓口DX推進サービスとして、住民向け総合窓口スマートフォンアプリを提供しました。また、VR^{*1}、AR^{*2}等の技術を活用した観光向けデジタルコンテンツを構築しました。

総合行政情報システム「Reams」における既存顧客に対しては、4団体の基幹系システムと11団体の情報系システムのリプレイスを行いました。また、10団体の自治体情報セキュリティ対策における機器等のリプレイスを行ったほか、コンビニ交付システムを4団体に提供しました。

システム提供サービスでは、森林環境税の創設、個人住民税の特別徴収税額通知の電子化、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、国民健康保険の産前産後期間の保険料免除措置等、各種法制度改正への対応等を行いました。

研究開発では、標準仕様に準拠した総合行政情報システム「Reams」の開発を、継続して実施しております。

これらの結果、公共分野の売上高は113億24百万円（前連結会計年度比12.9%減）、営業利益は8億92百万円（前連結会計年度比55.5%減）となりました。

※1 仮想現実（Virtual Reality）の略。コンピューターによって創り出された仮想的な空間等を現実であるかのように疑似体験できる技術のこと。

※2 拡張現実（Augmented Reality）の略。コンピューターによって、現実世界に仮想世界を重ね合わせて表示する技術のこと。

■産業分野の状況

産業分野におきましては、リース業向けのリース業務パッケージ、製造・流通業向けの販売管理システム・生産管理システムの開発と導入作業のほか、医療福祉機関向けの電子カルテ・医事会計システム・介護支援システム等の導入とリプレイスを進めました。

当連結会計年度は、主力製品であるリース業務パッケージについて、3社が予定どおり稼働しました。また、現在、新規稼働に向けた開発及び準備を行っております。

医療福祉機関向けのシステム提供サービスでは、電子カルテシステム・医事会計システムを含む病院総合情報システムについて、1病院に導入し、2病院のリプレースを行いました。また、7団体の介護支援システムのリプレースを行いました。

製造・流通業向けのシステム提供サービスでは、販売管理システムについて5社のリプレースを行いました。生産管理システムでは、新たに2社を受注しました。また、AI外観検査システム「Observe AI」を2社に提供しました。

データセンターサービスでは、仮想サーバーサービスを12社へ提供し、インターネット事業では、17社のコンテンツ管理システムのリプレースを実施しました。

これらの結果、産業分野の売上高は46億49百万円（前連結会計年度比3.3%減）、営業利益は3億87百万円（前連結会計年度比23.6%減）となりました。

■新技術・新サービスへの取り組み

新技術への取り組みとして、2023年5月からChatGPTの業務利用を開始しました。利用開始にあたり、ChatGPTを安全に利用するためのガイドラインの策定やAPI[※]を利用した社内向け機能の構築を行いました。その後、12月にGitHub Copilotを導入し、生成AIを活用したプログラムのコード生成やレビューを行いました。また、2024年3月にCopilot for Microsoft 365を導入し、文書の下書きやプレゼンテーション資料の作成において生成AIの活用を開始しました。日々新たな生成AIが発表されていますが、今後も業務効率や品質の向上につながる技術を積極的に取り入れてまいります。

新サービスへの取り組みとして、生成AIチャットボット「SmartRobot×Azure OpenAI Service」の販売を新たに開始したほか、「クラウド文書保管サービス」をリリースしました。「クラウド文書保管サービス」は、電子帳簿保存法における「電子取引データ保存」に対応しており、様々な文書をデータセンター内で安全に長期保管できるサービスです。当社のワークフローシステムや販売管理システムと組み合わせて提案を行い、23社に提供しました。

※ ソフトウェア、プログラム等をつなぐインターフェースのこと。

■当連結会計年度の業績

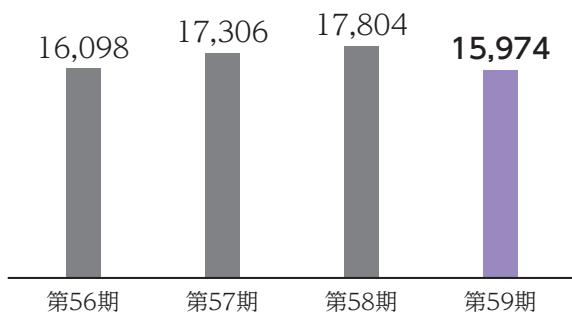
当連結会計年度は、公共分野では、森林環境税の創設や個人住民税の特別徴収税額通知の電子化等の法制度改正への対応、自治体情報セキュリティ対策における機器等のリプレイス、基幹系システム等のリプレイス、デジタル田園都市国家構想交付金事業への対応、標準準拠システムへの移行に向けた支援業務対応等で売上、利益を確保しました。

また、産業分野では、リース業務パッケージ、販売管理システム、医療機関向けの総合情報システムや電子カルテシステム、生産管理システムの導入・リプレイス、民間企業向けの機器販売等で売上、利益を確保しました。

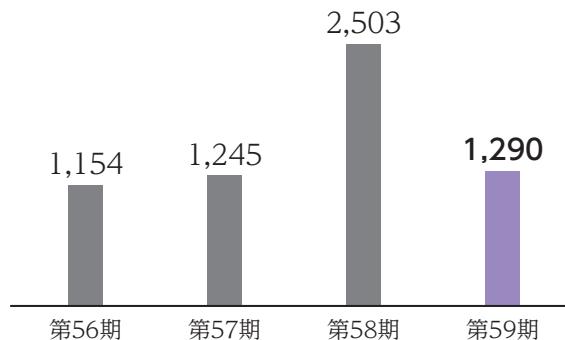
以上の結果、当連結会計年度の売上高は159億74百万円（前連結会計年度比10.3%減）、営業利益は12億90百万円（前連結会計年度比48.4%減）、経常利益は12億33百万円（前連結会計年度比50.8%減）及び親会社株主に帰属する当期純利益は8億98百万円（前連結会計年度比44.2%減）となりました。

売上高・営業利益の推移

■ 売上高 (単位：百万円)



■ 営業利益 (単位：百万円)



セグメント別売上高・営業利益

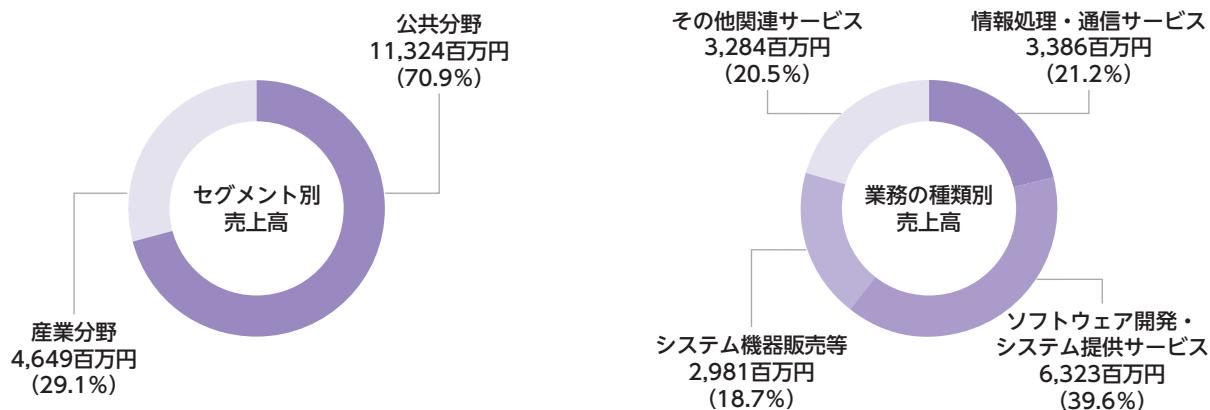
セグメント	売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	セグメント利益 (千円)	前連結会計年度比 (%)
公共分野	11,324,811	87.1	892,698	44.5
産業分野	4,649,836	96.7	387,231	76.4
調整額	—	—	10,883	—
合計	15,974,648	89.7	1,290,813	51.6

(注) セグメント利益の算定にあたり、営業費用の配賦方法を当社の経営管理手法により即したものとし、セグメント利益の実態をより明瞭に表示するために、当社の管理部門等のうち、報告セグメントに帰属しない費用については「調整額」に含めております。

業務の種類別売上高

業務の種類	売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)	構成比 (%)
情報処理・通信サービス	3,386,080	99.2	21.2
ソフトウェア開発・システム提供サービス	6,323,283	88.8	39.6
システム機器販売等	2,981,195	77.0	18.7
その他関連サービス	3,284,089	96.6	20.5
合計	15,974,648	89.7	100.0

(注) 業務の主な内容は、「(7) 主要な事業内容」をご覧ください。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は9億10百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

主 な 設 備 投 資 内 容	投 資 額 (百 万 円)
本社標準準拠システム開発	693
本社ネットワーク機器更新	41
データセンター仮想基盤用サーバ・ストレージ更新	37
データセンターReams/SaaS向け機器新設	22
本社PBX（電話交換機）更新工事	15

(3) 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額80億50百万円の当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末における借入実行残高は21億72百万円であります。

また、2023年11月には、当社において、第三者割当による自己株式の処分を実施し、11億81百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社の主力事業分野の1つである地方公共団体向けのソリューションサービスは、国家主導でのデジタル化の強力な推進や業務プロセス及びシステムの標準化の流れが顕著な分野であります。当社は、国が示す標準仕様に準拠した総合行政情報システム「Reams」の開発及び2025年度末までの確実な移行を進めるとともに、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた自治体DX推進ソリューションの展開を引き続き行い、新たな事業機会を創出していくこと、また、提携企業とのアライアンス強化による新規事業の開発を進めていくことが重要であると考えております。

情報システム開発を支える人材に目を移しますと、新商品を開発していくうえでは、新たな技術への対応力と開発力が必要不可欠であり、継続的な人材の確保と開発力の向上が必要です。

以上を踏まえ、当社では、喫緊に対処すべき課題について、次のとおり具体的な取り組み内容を定めます。

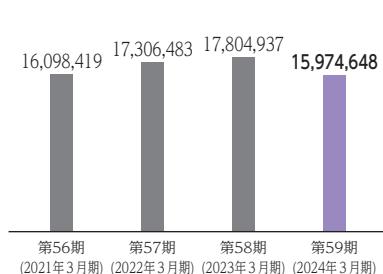
対 処 す べ き 課 題	具 体 的 な 内 容
① 自治体情報システムの標準化・共通化の対応	<ul style="list-style-type: none">・標準仕様に準拠した総合行政情報システム「Reams」の開発及び2025年度末までの確実な移行に向けた計画策定と実行。・業務の効率化や行政サービスの向上につながる製品やサービスの提供。
② ビジネス環境の変化への対応	<ul style="list-style-type: none">・デジタル田園都市国家構想の実現に向けた「書かない窓口」「住民向け情報アプリ」「デジタルスタンプラリー」等の自治体DX推進ソリューションの展開。・協業各社との積極的な技術交流・情報交換により、新たな顧客への販売機会の獲得と双方の強みを融合した新規事業の開発。・環境に配慮したデータセンターサービスの提供等、顧客が求めるサービスの創出と提供。
③ 社会や顧客からの信頼と期待に応えるサービス品質の維持と向上	<ul style="list-style-type: none">・開発工程で実施すべきプロセスの監視に加えて、品質改善に直接つながる開発プロセスの運用指導を実施し、一定水準の品質レベルを確保。・より競争力のあるサービスの構築を目的とした、新たな技術を利用したモダン化と基幹システムの更改に向けた計画の策定及び実行。・サービスの品質向上、収益拡大に向けた設備及び人への計画的な投資。
④ 中長期的な事業成長をもたらす職場環境の醸成	<ul style="list-style-type: none">・個人の自律的な成長や学び直しを後押しし、支援する教育体制の確立。・社員と会社が目標を共有し、共に成長できる関係の構築に向けた施策の実行。

(5) 財産及び損益の状況の推移

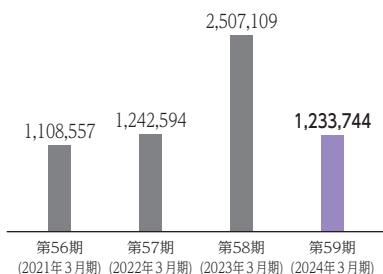
区 分	第56期 (2021年3月期)	第57期 (2022年3月期)	第58期 (2023年3月期)	第59期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (千円)	16,098,419	17,306,483	17,804,937	15,974,648
経常利益 (千円)	1,108,557	1,242,594	2,507,109	1,233,744
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	599,049	859,281	1,611,829	898,610
1株当たり当期純利益 (円)	109.61	171.75	321.46	169.29
総資産 (千円)	19,736,299	20,773,298	20,179,428	19,547,803
純資産 (千円)	6,719,610	7,412,628	8,921,040	10,830,980
1株当たり純資産額 (円)	1,341.31	1,476.85	1,775.89	1,867.72

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の株式数により算出しております。

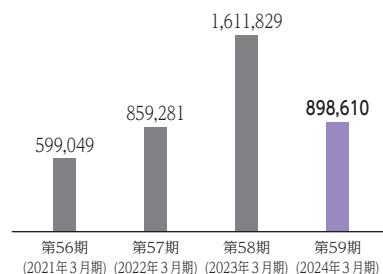
■ 売上高 (単位：千円)



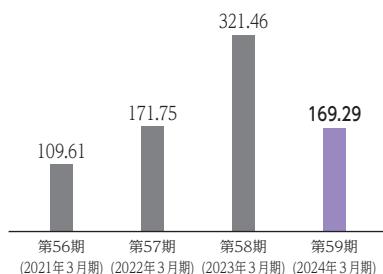
■ 経常利益 (単位：千円)



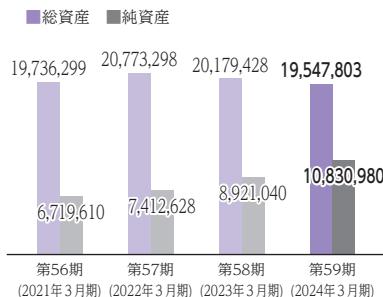
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



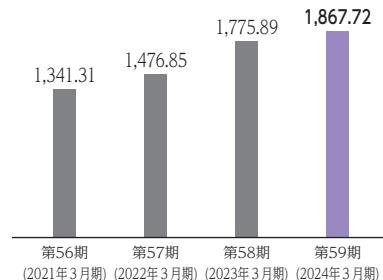
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産/純資産 (単位：千円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー・エム・アール・システムズ	30百万円	100.0%	医療情報システムの開発・販売

(7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

各分野における事業内容は、以下のとおりです。

分野	事業内容
① 公共分野	主に地方公共団体及び関係する諸団体向けに、システム提供サービス、機器システム・用品販売、情報処理サービス、データセンターサービス等の各種サービスを提供しております。
② 産業分野	主に民間企業及び医療・福祉機関向けに、ソフトウェア開発、機器システム・用品販売、情報処理サービス、データセンターサービス等の各種サービスを提供しております。 また、一般個人向けにインターネットサービスも提供しております。

また、業務の種類別の事業内容は、以下のとおりです。

業務の種類	事業内容
① 情報処理・通信サービス	ア. 情報処理サービス イ. インターネットサービス ウ. データセンターサービス
② ソフトウェア開発・システム提供サービス	ア. ソフトウェア開発 イ. システム提供サービス
③ システム機器販売等	ア. 機器システム・用品販売
④ その他関連サービス	ア. その他システム関連サービス イ. 機器賃貸・保守サービス

(8) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名	称	所在地	名	称	所在地
本	社	長野県長野市	北	関 東 S S	埼玉県さいたま市
東	京 支 社	東京都中央区	佐	渡 S S	新潟県佐渡市
新	潟 支 社	新潟県新潟市	上	越 S S	新潟県上越市
佐	久 支 社	長野県佐久市	名	古 屋 S S	愛知県名古屋市
松	本 支 社	長野県松本市		—	—
飯	田 支 社	長野県飯田市		—	—
山	梨 支 社	山梨県甲府市		—	—

(注) SSは、サポートサービスセンターを指します。

② 子会社

名	称	所在地
株 式 会 社	ティ ー ・ エ ム ・ ア ー ル ・ シ ス テ ム ズ	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
公共分野	312名 (31名)	15名減 (5名増)
産業分野	126名 (21名)	5名減 (5名増)
セグメント計	438名 (52名)	20名減 (10名増)
全社 (共通)	163名 (48名)	6名減 (5名増)
合計	601名 (100名)	26名減 (15名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含みます) であり、臨時雇用者数 (契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません) は、期中の平均人員を () 内に外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門及びセグメントに含まれない開発・運用等の部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
580名 (95名)	23名減 (15名増)	45.4歳	19.9年

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます）であり、臨時雇用者数（契約社員、嘱託社員を指し、派遣社員は含みません）は、期中の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社 八十二銀行	2,486,000
株式会社 長野銀行	732,000
長野県信用組合	248,000

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,837,200株
- (3) 株主数 7,530名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
信越放送株式会社	2,049,100	35.38
T O P P A N エ ッ ジ 株 式 会 社	880,000	15.19
信濃毎日新聞株式会社	289,200	4.99
電算従業員持株会	258,703	4.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	128,400	2.22
株式会社八十二銀行	120,000	2.07
株式会社長野銀行	101,600	1.75
株式会社エステート長野	92,000	1.59
東芝デジタルソリューションズ株式会社	72,000	1.24
長野県信用組合	60,000	1.04

(注) 持株比率は自己株式（45,381株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く）	13,900	6
社外取締役	2,100	3
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。
2. 当社は、2023年7月19日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月17日付で取締役（社外取締役を含む。）9名に対し自己株式16,000株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、2053年8月16日までの間、譲渡、担保権の設定その他処分をすることができないものとされております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2023年10月31日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分株式の種類及び数	普通株式 760,000株
処分価額	1株につき1,555円
処分価額の総額	1,181,800,000円
処分方法	第三者割当による処分
処分先	TOPPANエッジ株式会社
処分期日	2023年11月17日
処分後の自己株式数	45,381株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	轟 一 太	株式会社ティー・エム・アール・システムズ取締役 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役
代表取締役専務	丸 山 沢 水	
常務取締役	村 松 文 男	営業本部担当 株式会社諏訪広域総合情報センタ社外取締役
取締役	吉 川 満 則	DC・クラウドサービス推進本部担当DC・クラウドサービス推進本部長 株式会社長野県カルチャーセンター社外取締役
取締役	依 田 頼 和	開発本部担当開発本部長 エス・ビー・ネット株式会社社外取締役
取締役	穂 川 尚 実	管理本部担当兼情報開示担当管理本部長
取締役	小 林 秀 明	
取締役	宇 都 宮 進 一	株式会社Uホールディングス代表取締役会長兼社長 長野トヨタ自動車株式会社代表取締役会長兼社長 トヨタエルアンドエフ長野株式会社代表取締役会長 株式会社トヨタレンタリース長野代表取締役会長 株式会社ユー・ボディアンドペインティング代表取締役会長 宇都宮商会株式会社代表取締役会長 株式会社ユー・リアルエステート代表取締役会長 株式会社長野県自動車会館代表取締役 株式会社共立プランニング社外取締役 株式会社アサヒエージェンシー社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 丸子警報器株式会社社外取締役 長野県信用組合総代
取締役	渡 辺 雅 義	信越放送株式会社代表取締役社長 株式会社エステート長野代表取締役社長 株式会社エステート長野サービス代表取締役社長 株式会社長野県カルチャーセンター代表取締役副社長 株式会社メイツ長野社外取締役 株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ社外取締役 株式会社ながのアド・ビューロ社外取締役 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	漆 原 道 雄	
監 査 役	小 出 貞 之	株式会社守谷商会社外取締役
監 査 役	宮 坂 直 慶	公認会計士宮坂直慶事務所代表 ながの公認会計士共同事務所代表 株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役
監 査 役	石 田 和 彦	信濃毎日新聞株式会社監査役 株式会社ながのコミュニティ放送社外取締役 長野朝日放送株式会社社外取締役 株式会社メイツ長野社外取締役

- (注) 1. 取締役 小林秀明氏、宇都宮進一氏及び渡辺雅義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 宮坂直慶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 小林秀明氏及び宇都宮進一氏並びに監査役 小出貞之氏、宮坂直慶氏及び石田和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 月額固定報酬（基本報酬および役位報酬）と業績連動報酬、株式報酬を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とする。
- 当社業績および株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めることを目的に、役員に対し株式累積投資制度を導入する。
- 中長期的な業績や株式価値と連動する投資制度として、インセンティブプランを設け、持続的な企業価値向上への動機づけを図る。
- 業務執行から独立した社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績連動報酬は支給しない。

以上に基づき、当社の取締役の報酬決定について、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、会社業績、貢献度等を斟酌し、社外取締役を含む取締役会の責任の下で、その授権を受けた代表取締役が決定します。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	133,435	89,687	22,017	21,730	6
監 査 役 (社外監査役を除く)	13,710	13,080	630	—	1
社 外 取 締 役	22,090	18,780	—	3,310	3
社 外 監 査 役	12,360	12,360	—	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、役位ごとに定める「業績報酬基礎額」に対し、各事業年度の売上高及び営業利益の目標値に対する達成度合い及び貢献度合いを総合的に勘案して個人別に決定した「業績支給率」を乗じて算定しております。業績連動報酬の算定に用いた当事業年度の売上高及び営業利益の実績は、売上高が15,504,032千円、営業利益が1,250,799千円です。目標となる業績指標とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。
3. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式であり、譲渡制限付株式の割当株式数については、取締役会にて決議された「譲渡制限付株式報酬規程」の定めに従って算定しております。また、上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。なお、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、15名（うち、社外取締役は3名）です。
- また、かかる金銭報酬の枠内にて、2018年6月27日開催の第53期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額として年額50,000千円以内（うち、社外取締役7,500千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2002年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
6. 取締役会は、代表取締役社長 轟一太に対し各取締役の固定報酬の額及び業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の重要な兼職の状況

会社における位	氏名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役	小林 秀明	該当事項はありません。	該当事項はありません。
取締役	宇都宮 進一	株式会社Uホールディングス、長野トヨタ自動車株式会社の代表取締役会長兼社長、トヨタエルアンドエフ長野株式会社、株式会社トヨタレンタリース長野、株式会社ユー・ボディアンドペインティング、宇都宮商会株式会社、株式会社ユー・リアルエステートの代表取締役会長及び株式会社長野県自動車会館の代表取締役であります。なお、当社は株式会社Uホールディングスとの間にデータセンターサービス利用料等の取引関係、長野トヨタ自動車株式会社との間に車両費等の取引関係があり、他6社との間に特別な関係はありません。	株式会社共立プランニング、株式会社アサヒエージェンシー、長野朝日放送株式会社、丸子警報器株式会社の社外取締役及び長野県信用組合の総代であります。なお、当社は株式会社共立プランニングとの間に広告宣伝及びデータセンターサービス利用料等の取引関係、長野県信用組合との間にシステム利用料及び借入金等の取引関係があり、他3社との間に特別な関係はありません。
取締役	渡辺 雅義	信越放送株式会社、株式会社エステート長野、株式会社エステート長野サービスの代表取締役社長及び株式会社長野県カルチャーセンターの代表取締役副社長であります。なお、当社は信越放送株式会社、株式会社エステート長野及び株式会社長野県カルチャーセンターとの間にシステム利用料等の取引関係、株式会社エステート長野サービスとの間に保険契約の関係があります。	株式会社メイツ長野、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、株式会社ながのアド・ビューロ及び株式会社ながのコミュニティ放送の社外取締役であります。なお、当社は株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係、株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティとの間にインターネットサービス等の取引関係、株式会社ながのアド・ビューロとの間に広告宣伝及びシステム利用料等の取引関係、株式会社ながのコミュニティ放送との間に広告宣伝及びインターネットサービス等の取引関係があります。

会社における位 地	氏 名	他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
監 査 役	小 出 貞 之	該当事項はありません。	株式会社守谷商会の社外取締役であります。なお、株式会社守谷商会と当社との間に特別な関係はありません。
監 査 役	宮 坂 直 慶	公認会計士宮坂直慶事務所及びながの公認会計士共同事務所の代表であります。なお、当社は2事務所との間に特別な関係はありません。	株式会社ティー・エム・アール・システムズの監査役であります。なお、株式会社ティー・エム・アール・システムズは当社の子会社であり、当社との間にシステム利用料等の取引関係があります。
監 査 役	石 田 和 彦	該当事項はありません。	信濃毎日新聞株式会社の監査役並びに株式会社ながのコミュニティ放送、長野朝日放送株式会社及び株式会社メイツ長野の社外取締役であります。なお、当社は信濃毎日新聞株式会社との間にシステム利用料等の取引関係、株式会社ながのコミュニティ放送との間に広告宣伝及びインターネットサービス等の取引関係、株式会社メイツ長野との間に事務スタッフ受け入れ等の人材派遣関係及びシステム利用料等の取引関係があり、長野朝日放送株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

会社における位 地	氏 名	出 席 回 数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
取 締 役	小 林 秀 明	18回／18回	—	主に外交官としての国際政治経済についての長年の経験と幅広い知見に基づき、研究開発や経営指標等に関して、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から幅広く当社の経営全般に対し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

会社における 地 位	氏 名	出 席 回 数		発言状況及び社外取締役 に期待される役割に 関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
取 締 役	宇都宮 進 一	1回／18回	—	会社経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に重要な役割を担っており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、経営方針・経営戦略に関する監督、助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	渡 辺 雅 義	14回／18回	—	会社経営者としての豊富な経験と知見に基づき、資本業務提携や業績等に関して適宜発言を行い、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	小 出 貞 之	18回／18回	13回／13回	会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識と監督能力により、資金計画や予実管理に関する発言等、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	宮 坂 直 慶	18回／18回	13回／13回	公認会計士としての専門的見地から、設備投資や業績予想に関する発言等、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	石 田 和 彦	16回／18回	12回／13回	会社経営者としての豊富な経験並びに経営に関する高い見識と監督能力により、公正な意見の表明を行い取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(注) 当社は、社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整のうえ決定しております。また、会議の方法として電話やWebシステム等を活用し、参加しやすい環境整備に努めておりますが、取締役 宇都宮進一氏につきましては、兼務される職務の日程と当社取締役会が重なる日が生じたため出席率が低くなりました。なお、取締役会議事資料を事前に送付し、欠席した取締役会についても決議事項を把握しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

かなで監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査役会は、会計監査人から監査計画（監査目的、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について、前事業年度の計画と実績、報酬総額、時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付けたうえで、経営体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の確保及び毎期の業績に基づき配当政策を実施することを基本方針としております。

また、中間配当及び期末配当の年2回の配当を実施することを基本方針とし、配当性向は20%以上を目標にしていまいります。なお、これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

② 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、当社の財政状態、第59期の業績等を総合的に勘案して、2024年5月15日開催の取締役会決議により、以下のとおりとさせていただきます。

ア. 配当財産の種類

金銭といたします。

イ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当20円といたします。

この場合の配当総額は115,836,380円となります。

また、2023年12月11日に、1株につき17円の中間配当を実施しておりますので、年間配当金は1株につき37円となります。

ウ. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月12日といたします。

(注) 本事業報告中の記載数字の金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,814,700	流 動 負 債	5,782,312
現 金 及 び 預 金	1,601,636	買 掛 金	997,837
受 取 手 形	11,544	短 期 借 入 金	2,172,000
売 掛 金	5,450,114	1年内返済予定の長期借入金	564,000
契 約 資 産	514,791	リ ー ス 債 務	474,283
リ ー ス 投 資 資 産	1,369,682	未 払 法 人 税 等	4,930
商 品	71,164	契 約 負 債	115,461
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	47,604	賞 与 引 当 金	600,893
そ の 他	748,209	製 品 保 証 引 当 金	10,832
貸 倒 引 当 金	△ 47	そ の 他	842,074
固 定 資 産	9,733,102	固 定 負 債	2,934,509
有 形 固 定 資 産	6,381,812	長 期 借 入 金	730,000
建 物 及 び 構 築 物	4,221,692	リ ー ス 債 務	951,003
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	40,340	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,253,100
土 地	1,716,469	そ の 他	405
そ の 他	403,309	負 債 合 計	8,716,822
無 形 固 定 資 産	1,925,921	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,210,731	株 主 資 本	10,692,530
そ の 他	715,189	資 本 金	1,395,482
投 資 其 他 の 資 産	1,425,368	資 本 剰 余 金	1,044,925
投 資 有 価 証 券	422,937	利 益 剰 余 金	8,353,889
繰 延 税 金 資 産	669,708	自 己 株 式	△ 101,767
そ の 他	343,054	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	124,943
貸 倒 引 当 金	△ 10,332	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	90,820
資 産 合 計	19,547,803	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	34,122
		新 株 予 約 権	13,507
		純 資 産 合 計	10,830,980
		負 債 純 資 産 合 計	19,547,803

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,974,648
売上原価	10,444,438
売上総利益	5,530,210
販売費及び一般管理費	4,239,396
営業利益	1,290,813
営業外収益	
受取利息	91
受取配当金	10,618
その他	6,732
営業外費用	
支払利息	15,191
支払手数料	54,045
その他	5,275
経常利益	1,233,744
特別損失	
投資有価証券評価損	2,000
税金等調整前当期純利益	1,231,744
法人税、住民税及び事業税	248,756
法人税等調整額	84,376
当期純利益	898,610
親会社株主に帰属する当期純利益	898,610

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
資 科	産 目		負 科	債 目	
流 動 資 産		9,593,683	流 動 負 債		5,679,218
現 金 及 び 預 金	金 形 金	1,507,726	買 掛 金		963,068
受 取 手 形		847	短 期 借 入 金		2,172,000
売 掛 金		5,360,967	1年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金		564,000
契 約 投 資 資 産	資 産	495,567	リ ー ス 債 務		473,327
リ ー ス 投 資 資 産	資 産	1,369,682	未 払 金		563,407
商 材 料 及 び 貯 蔵 品	品 用 品	50,339	未 払 費 用		84,426
前 払 費 用		47,542	未 払 消 費 税 等		27,300
短 期 貸 付 金	金	270,601	契 約 負 債		102,739
そ の 他 の 引 当 金	金	15,397	預 賞 与 引 当 金		134,319
		475,058	製 品 保 証 引 当 金		588,476
		△ 47	そ の 他 の 引 当 金		4,693
固 定 資 産		9,774,447	固 定 負 債		2,974,159
有 形 固 定 資 産		6,378,495	長 期 借 入 金		730,000
建 構 物	物 置 具	4,035,907	リ ー ス 債 務		948,614
機 械 及 び 装 置		185,785	退 職 給 付 引 当 金		1,295,139
車 両 運 搬 備 具		40,340	資 産 除 去 債 務		405
工 具 、 器 具 及 び 備 品	品 地 産 定	0	負 債 合 計		8,653,378
土 地		336,558	純 資 産 の 部		
建 設 仮 勘 定		1,716,469	株 主 資 本		10,610,424
無 形 固 定 資 産		47,662	資 本 金		1,395,482
ソ フ ト ウ ェ ア	ア 定 他	15,771	資 本 剰 余 金		1,044,925
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定		1,920,357	資 本 準 備 金		1,044,925
そ の 他 の 資 産		1,210,873	利 益 剰 余 金		8,271,783
投 資 有 価 証 券		693,149	利 益 準 備 金		87,500
関 係 会 社 株 権		16,333	そ の 他 利 益 剰 余 金		8,184,283
破 産 更 生 債 権		422,937	別 途 積 立 金		7,060,000
長 期 貸 付 金		8,320	繰 越 利 益 剰 余 金		1,124,283
長 期 前 払 費 用		99	自 己 株 式		△ 101,767
繰 延 税 金		49,482	評 価 ・ 換 算 差 額 等		90,820
そ の 他 の 引 当 金		84,104	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		90,820
		671,718	新 株 予 約 権		13,507
		249,264	純 資 産 合 計		10,714,752
		△ 10,332	負 債 純 資 産 合 計		19,368,130
資 産 合 計		19,368,130			

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,504,032
売上原価	10,211,484
売上総利益	5,292,548
販売費及び一般管理費	4,041,748
営業利益	1,250,799
営業外収益	
受取利息及び配当金	10,956
為替差益	1,570
その他	5,129
営業外費用	
支払利息	15,174
支払手数料	54,045
その他	5,110
経常利益	1,194,124
特別損失	
投資有価証券評価損	2,000
税引前当期純利益	1,192,124
法人税、住民税及び事業税	241,634
法人税等調整額	87,538
当期純利益	862,951

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社電算
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 杉田 昌則
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 若月 健
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社電算の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電算及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社電算
取締役会 御中

かなで監査法人
東京都中央区
指 定 社 員 公認会計士 杉田 昌則
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 若月 健
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社電算の2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、社外監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会にオンライン形式で出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

株式会社 電算 監査役会

常勤監査役	漆原 道雄	㊟
社外監査役	小出 貞之	㊟
社外監査役	宮坂 直慶	㊟
社外監査役	石田 和彦	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 : 長野県長野市県町576番地
ホテル国際21 1階 藤の間
電話 (026) 234-1111



交通のご案内

- J R長野駅善光寺口下車
徒歩約20分、タクシー約5分。
- お車をご利用の方
ホテル国際21の駐車場をご利用ください。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を読み取りください。

